

J-Debit 加盟店規約

第1条(趣旨)

本規約は、加盟店が三菱 UFJ ニコス株式会社(以下「当社」といいます。)に対し、日本デビットカード協議会(以下「協議会」といいます。)所定の方法により顧客のデビットカード取引契約に関する売買取引債権を譲り渡すための契約事項を取り定めるものです。加盟店と当社との間で成立する本規約による契約は、協議会所定の間接加盟店契約となります。

第2条(定義)

1. 「加盟店」とは、本規約を承認のうえ、当社に加盟を申込み、当社が加盟を承認した個人または法人をいいます。
2. 「デビットカード」とは、協議会の会員である金融機関または株式会社ゆうちょ銀行が発行する当該預貯金口座に係るカードのうち、デビットカード取引契約の締結に係る機能を付与されるものをいい、以下「カード」と称します。
3. 「カード発行銀行」とは、デビットカードを発行する金融機関をいい、株式会社ゆうちょ銀行を含みます。
4. 「加盟店銀行」とは、当社が協議会所定の直接加盟店契約を締結した金融機関をいいます。
5. 「端末機」とは、加盟店に設置されたデビットカード取引に必要な機能を備えた端末機であって、予め当社に届出し、当社が承認したものをいいます。

第3条(加盟店の一般的義務)

1. 加盟店は、デビットカードを取扱う店舗・施設を指定し、予め当社に所定の書面をもって届け出、当社の承認を得るものとします。なお、デビットカード取扱店舗施設の追加・取消しについても同様とします。
2. 加盟店は、顧客が商品の販売または役務の提供等(以下「売買取引」といいます。)について、顧客が負担する債務(以下「売買取引債務」といいます。)を顧客の預貯金口座からの預貯金の引落とし等によって支払う旨の契約(以下「デビットカード取引契約」といいます。)の申込みをデビットカードを提示して行うときは、本規約に従い当該顧客とデビットカード取引契約を締結するものとします。
3. デビットカード取引契約は、端末機に口座引落とし確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、カードの暗証番号が端末機に入力されたときに成立するものとします。
4. 加盟店は、端末機が備え置かれている店舗内外の見やすい所に、協議会所定の加盟店標識を掲示するものとします。
5. 加盟店に設置される端末機は、協議会所定の安全基準を満たすものを使用するものとし、予め当社に届出し、当社の承認を得るものとします。なお、端末機の追加・変更・取消しについても同様とします。
6. 加盟店は、本規約および端末機設置会社の指示、端末機の使用規約ならびに取扱いに関する規定(端末操作マニュアル等を含む。)に従い、善良な管理者の注意義務をもって、端末機の使用および保管をするものとします。

7. 加盟店は、端末機等またはシステムに関して知り得た技術上その他の機密を第三者に漏洩または開示してはならないものとします。

第4条(加盟店のデビットカード取引契約時の義務)

1. 加盟店は、顧客がデビットカード取引契約の申込みをした場合、顧客の所持するカードを顧客をして端末機に読取らせ、または顧客よりカードの引渡しを受け自ら当該カードを端末機に読取らせるものとします。
2. 加盟店は、端末機に表示された売買取引債務の金額を顧客に確認させ、当該カードの暗証番号を顧客に入力させるものとします。
3. 加盟店は、口座引落確認を表す電文が端末機に表示されたときは、売買取引債務の弁済がなされたものとして取扱うものとします。

第5条(取扱い不能)

加盟店は、次の各号に該当する事象が発生した場合には、デビットカードの取扱いを行わないものとします。

1. 停電・故障等により端末機による取扱いができない場合
2. 金融機関センターまたはネットワークに障害が発生した場合
3. 通信異常等により通信エラーを繰り返した場合
4. 磁気ストライプ等のデビットカード情報の読取りが出来ない場合

第6条(取扱金額)

1. 加盟店は、1回あたりのデビットカード取引契約による売買取引債務の最高または最低限度額を定めることができるものとします。
2. 顧客のデビットカード取引契約による売買取引債務および現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含みます。)による預金払戻しの1日あたりの累計額が、カード発行銀行の定める金額を超えたときは、デビットカード取引契約に係る口座引落確認はなされないものとします。

第7条(債権譲渡)

加盟店は、本規約の定めるところに従い、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、売買取引債権を当社に対し指名債権譲渡の方式により売却するものとします。

第8条(手数料)

加盟店は、第7条の債権譲渡について、当社に手数料を支払うものとします。手数料は、売買取引債権額の100円未満を切り捨てた額に、当社の定める料率を乗じた金額とします。但し、手数料の上限金額および下限金額について、別途定めるものとします。

第9条(債権売買代金の支払い)

当社は、加盟店に対する売買取引債権の買取りに伴う代金は、下記の支払日に当該売買取引債権総額より第8条の手数を差し引いた金額を加盟店指定の金融機関口座に振込むことにより支払うものとします。ただし、当社が特別に認めた場合についてはこの限りではないものとします。なお、当社が加盟店に対し直ちに支払いを請求できる債権を有しているときは、売買取引債権買取代金並びにその他の未払い債務と差引計算することができるものとします。

販売方法	お取扱期間	締切日	お支払日
デビットカード	月初～15 日	15 日	月末
	16 日～月末	月末	翌月 15 日

* 支払日が、金融機関休業日の場合、15 日のときは、翌営業日、月末日のときは、前営業日に支払うものとします。

なお、加盟店の希望または当社の都合により上記締切日のうちいずれかの月 1 回、締切りを選択することもできます。また、当社は毎月 15 日に締切り、翌月 15 日に支払う方法もとることができるものとします。

第 10 条(支払いの保留)

当社は、次の場合は売買取引債権の債権譲渡を取消し、または加盟店が当社に対し売渡した売買取引債権代金の支払いを保留することができるものとします。また、当該代金が支払済の場合には、当社は加盟店に対し当該代金を返還請求できるものとします。

1. 売買取引債権がデビットカードの偽造または盗用から生じたものであって、カード発行銀行が支払いを取消したとき
2. 売買取引債権が加盟店契約の解除もしくは解約後に生じたものであることが判明したとき
3. 加盟店が本規約・関連規約に違反した為、カード発行銀行もしくは加盟店銀行が売買取引債権に対する支払いを拒否したとき
4. カード発行銀行もしくは加盟店銀行が支払不能となり、当社が売買取引債権代金を受領できなかったとき

第 11 条(差別的取扱いの禁止)

加盟店は、有効なデビットカードを提示した顧客に対し、現金客と異なる代金の請求をしたり、本規約に定める以外の制限を設けるなど、顧客に不利となる差別的取扱いを行うことはできないものとします。

第 12 条(地位譲渡禁止等)

1. 加盟店は、本規約上の地位を第三者に譲渡できないものとします。
2. 加盟店は、本規約に定めるほか、売買取引債権およびその債権譲渡に係る対価支払請求権を第三者に譲渡、質入等することはできないものとし、またこれらの権利を第三者に譲渡、質入等していないことを保証するものとします。
3. 加盟店は、端末機等の備品を、当該端末機の使用目的または本規約に定める用途以外の目的のために使用または解析等をしてはならず、また第三者等に使用させてはならないものとします。

第 13 条(加盟店の取引拒絶禁止)

1. 加盟店は、次の場合を除き、正当な理由なくしてデビットカード取引契約の締結を拒絶してはならないものとします。
 - (1) 顧客が、暗証番号の入力をカード発行銀行所定の回数を超えて間違えた場合
 - (2) 顧客が、明らかに偽造、変造または模造と判断されるカードを提示した場合
 - (3) 顧客が、カード名義人以外の者または不審者と判断される場合
 - (4) 第 5 条、第 6 条に定める場合

- (5) 顧客が、第2条第2項にいうデビットカード取引契約の締結に係る機能を付与されているカードを提示していない場合(当該カード発行銀行が定めるところにより、デビットカード取引契約の締結に係る機能が制限されている場合を含む。)
 - (6) 加盟店の都合により、その売買取引がデビットカード取引契約の対象外とされている場合
 - (7) 顧客が、預金の払戻しにより現金の取得を目的としてデビットカード取引契約の申込をした場合
2. 加盟店は、前項各号の場合において故意または重大な過失により取引拒絶を怠ったときは、当社、カード名義人、カード発行銀行または加盟店銀行等に生じた損害を負担するものとします。

第14条(デビットカード取引契約解消の場合の対応)

1. デビットカード取引契約が、解除(合意解除を含みます。)または取消し等により適法に解消された場合(以下「解消」といいます。売買取引の解消によるデビットカード取引契約の解消を含みます。)、加盟店はその責任において次の対応をとることができるものとします。
- (1) 取引当日に顧客より解消の申し出がなされ、加盟店がその申し出に応じた場合
- ① 加盟店は、顧客の所持するカードを顧客をして端末機に読取らせ、または顧客よりカードの引渡しを受け自ら当該カードを端末機に読取らせた後、端末機からカード発行銀行に対し預金の引落とし、または振替口座からの振替の取消しの電文を送信するものとします。
 - ② この場合、顧客の暗証番号および加盟店の暗証番号の入力は不要とします。
 - ③ システム上、取消しの電文を送信することが不可能な場合、または当該カードのカード発行銀行が定めるデビットカード取引規定による預金の復元、もしくは振替口座の預り金の戻し入れが取引当日中になされない場合、加盟店は本項第2号と同様の措置をとるものとします。
- (2) 取引翌日以後に解消の申し出がなされ、加盟店がその申し出に応じた場合、加盟店は、顧客に対して売買取引債務相当額の支払義務を負い、当該顧客に現金等にてこれを支払うものとします。
2. 前項第1号①の措置により預金の復元、または振替口座の預り金の戻し入れがなされた場合、加盟店が有する売買取引債権譲渡の対価支払請求権は消滅するものとします。
3. 適法かつ正当な解消依頼であることの確認は、カードおよび口座引落確認書等の徴求および照合等により加盟店が行うものとします。
4. 加盟店より取消しの電文が発信されたときは、加盟店は送信権限の契約不適合を主張できないものとします。

第15条(届出事項の変更)

1. 加盟店は、当社に届け出ている商号・代表者・所在地・電話番号・デビットカード取扱店舗および買取代金振込指定金融機関口座、その他「J-Debit 加盟店申込書」に記載した諸事項に変更が生じた場合には、直ちに当社所定の書面により当社への届出印を捺印のうえ届け出、当社の承認を得るものとします。
2. 前項の届出がないために、当社からの通知または送付書類、買取代金が延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべきときに加盟店に到着したものとみなします。

第16条(取扱期間)

本契約の有効期間は1ヵ年とします。但し、加盟店または当社が有効期間満了3ヵ月前までに書面をもって解約の申出をしないときには、更に1ヵ年を更新し、以後はこの例によるものとします。

第17条(加盟店契約の解約)

加盟店または当社は、互いに相手方に対し書面をもって3ヵ月前に予告することによりこの契約を解約することができるものとします。

第18条(加盟店契約の解除)

加盟店が次のいずれかに該当する場合、当社はいつでもこの契約を解除できるものとします。この場合、加盟店は当社に対し、これにより生じた損害を賠償する責任を負うものとします。

- (1) デビットカードシステムを悪用していることが判明した場合
- (2) 「J-Debit 加盟店申込書」に虚偽の申請があったことが判明した場合
- (3) 他の者の売上取引債権を買い取って、または他の者に代わって債権譲渡をした場合
- (4) 事業内容が法令または公序良俗に反すると認められる場合
- (5) 顧客からの苦情等により加盟店として不適当と判断された場合
- (6) 本規約に定める義務を履行しない場合
- (7) 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、もしくは特別清算開始の申出があった場合
- (8) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

第19条(契約終了後の処理)

加盟店は、第17条、第18条により本契約が終了したときは、直ちに加盟店の負担において加盟店標識を取り外し、当社に返却するものとします。また、端末機の処理については設置会社の指示または使用規約の定めるところに従います。

第20条(本規約の改定)

1. 加盟店は、3ヵ月に一度当社のホームページにおいて、本規約等の変更の有無について確認するものとします。
2. 当社は、本規約等について、その変更内容をあらかじめ通知、告知もしくは公表(当社のホームページにおける変更内容の掲載その他合理的方法による。)することにより、変更できるものとします。

第21条(本規約に定めのない事項)

加盟店は、本規約に定めのない事項については、協議会が別に定める加盟店の取扱いに関する規制等に従うものとします。

第22条(準拠法)

加盟店と当社との諸契約に関する準拠法は、すべて日本法が適用されるものとします。

第23条(合意管轄裁判所)

- (1) 加盟店と当社の間で訴訟の必要が生じた場合は、当社の本社の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。
- (2) 本規約またはデビットカード取引契約に関して、加盟店による、または加盟店に対する訴訟の必要が生じた場合、カード発行銀行を当事者とするものは同行の本店所在地の地方裁判所を、協議会

を当事者とするものは東京地方裁判所を、加盟店銀行を当事者とするものは直接加盟店契約に定める地方裁判所をそれぞれ第一審の専属管轄裁判所とします。

(2020.12.4 改定)